

## 食品中の放射性セシウムの新基準値

(新基準値は平成24年4月施行予定。一部品目については経過措置を適用。)

セシウム134と137の合計値  
単位:ベクレル/kg

食品群	暫定規制値 (現行)	食品群	新基準値 (H24.4~)
飲料水	200	飲料水	10
牛乳・乳製品	200	牛乳	50
野菜類	500	一般食品	100
穀類			
肉・卵・魚・その他			
		乳児用食品	50

### 食品区分の範囲について

食品区分	含まれる食品の範囲
飲料水	<ul style="list-style-type: none"> <li>■直接飲用する水、調理に使用する水および水との代替関係が強い飲用茶</li> </ul>
乳児用食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>■健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの</li> <li>■乳児の飲食に供することを目的として販売するもの</li> </ul> <p>※飲用茶に該当する飲料は、飲料水の基準を適用</p>
牛乳	<ul style="list-style-type: none"> <li>■乳および乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料</li> </ul> <p>※乳酸菌飲料、発酵乳、チーズは一般食品に該当</p>
一般食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>■上記以外の食品</li> </ul>

■乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など、原材料を乾燥させ水戻しを行い食べる食品については、**原材料の状態と食べる状態(水戻しを行った状態)**で測定する。

■茶、こめ油など、原料から抽出して飲む又は使用する食品については、**原材料の状態では基準値の適用対象としない。**

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課  
「食品中の放射性物質の新たな基準値について」より抜粋